

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和5年8月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年8月18日（金）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

教育部 宗政部長  
学校政策課 鳥海主査

3 件名

令和6年度以降のスクールバスの運行について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・何故、第一小と第二小だけがスクールバスの運行対象となっているのか。  
→この2校の学区は交通量の非常に多い国道があり、歩道や路側帯の幅の狭い道路が多く、通学距離についても3～4kmと遠距離の児童がいることから、安全を確保するため、スクールバスの運行を行うこととした。
- ・アンケート調査はどのように行ったのか。他の学校からの運行要望はなかったのか。  
→試行運行を実施している第一小及び第二小の全世帯に対して、主にスクールバスの必要性、安全性及び利便性についてのアンケート調査を実施した。第一小及び第二小以外の学校に調査は行っていないが、他の学校からスクールバス運行の要望はない。
- ・スクールバスの事業費はなぜ大幅に増加したのか。  
→人件費や燃料費等の高騰のほか、深刻な運転手不足の解消や良質な運転手の継続的な確保等を通じた安心・安全の確保に向けて、国土交通省が貸切バスの公示運賃を引き上げる方針を公表したことが主な理由である。
- ・小規模特認校に通う児童は、保護者が送迎することが条件となっていると思うが、何故、スクールバス利用の対象としているのか。  
→保護者の送迎が原則であるが、スクールバスのルート上で乗降することができ、利用を希望する場合には、バスの運行に支障がない範囲で認めたいと考えている。
- ・スクールバスとナッシー号の運行内容が重複する部分については、今後、関係課間で協議を行い、改善を検討していく必要がある。
- ・子どもの安全対策のための施策であるため、必要性を認め、正式運行を決定するが、多額の費用がかかるため、費用対効果の検証や受益者負担を求めないこととする理由をしっかりと説明していくこと。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 学校政策課

件名	令和6年度以降のスクールバスの運行について							
現状・課題	<p>令和3年6月の八街市での児童下校中の死傷事故を受け、本市において市内全通学路を再点検した結果、白井第一小学校、白井第二小学校及び七次台小学校において現状では安全対策が難しい通学路があることが再確認された。</p> <p>この状況に対応するため、教育委員会としてこの3校にスクールバスの導入を検討した。その中で、七次台小学校についてはバス数が多くなるため、駐車場及び乗降場所の確保が困難なことなどの理由により導入は難しく、他の方法としてスクールセーフティースタッフを定点配置することとし、白井第一小学校と白井第二小学校で令和4年4月から試行運行をはじめた。</p> <p>試行運行は当初1年間の予定でしたが、十分な試行期間を取った上で検討を行うため1年間延長して令和5年度までとし、併せて、「白井市通学路交通安全プログラム」に基づき安全対策を推進する関係課等を構成員とした「白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会」を設置して、令和6年度以降のスクールバスの運行について検討を行ってきた。</p> <p>「検討委員会」は全5回開催されておりますが、令和5年2月に白井第一小学校及び白井第二小学校の全207世帯を対象にアンケート調査を実施した結果、スクールバスの有効性・安全性、児童や保護者の安心感を確認し、令和5年7月に今後もスクールバスの運行が必要である旨、検討結果をまとめ、教育委員会に報告している。</p> <p>教育委員会はこの報告を受け、8月に、令和6年度から正式に白井第一小学校及び白井第二小学校にスクールバスを運行することが必要であると決定した。</p>							
付議事案	目的	現状では安全対策が難しい通学路を有する白井第一小学校と白井第二小学校の児童のより一層の安全・安心を確保する。						
	対応方針	令和6年度から正式にスクールバスを運行する。運行は、試行と同様に小型バス5台で5ルートとし、登校1～2便、下校1～2便、1日最大4便を基本とする。バスルート等は毎年見直しを行う。スクールバス運行業務委託を5年契約として指名競争入札を行う。						
論点(決定を要する事項)	事業実施の可否							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後もナッシー号の運行ルートとの調整を図る必要がある。</li> <li>運行ルートは毎年見直しを行い、今後、市内の道路状況や学校の状況が変わったときには、ルートの変更を検討する。</li> </ul> <p>【教育委員会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会として正式に令和6年度からの運行を決定する。</li> <li>小規模特認校制度を利用して白井第二小学校に通う児童について、スクールバスに乗れる児童と乗れない児童の公平性に配慮する必要がある。</li> </ul>							
今後のスケジュール	R5.11月 教育委員会議において補正予算案(債務負担行為)協議							
	R5.11月 12月議会において補正予算(債務負担行為)上程							
	R5.12月 入札							
	R6. 1月 契約							
	R6. 4月 運行開始							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	有	定例記者会見(R5.8.31)		
	議会説明	有	議員全員協議会(R5.8.25)	広報・HP等	有	HP(R5.9.15)		
	市民参加	無						
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで						
参考情報	関係法令等							
	関係課	教育支援課、都市計画課、道路課、市民活動支援課、白井第一小学校、白井第二小学校						
	事業費	R6～R10年度 240,570 千円 (うち特定財源				509 千円)		
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	第一小学校区 第二小学校区	目的	学習・教育	手段

## 令和6年度以降のスクールバスの運行について

### 1 趣 旨

令和3年6月の八街市での児童下校中の死傷事故を受け、本市において市内全通学路を再点検した結果、白井第一小学校、白井第二小学校及び七次台小学校において現状では安全対策が難しい通学路があることが再確認されました。

この状況に対応するため、教育委員会としてこの3校にスクールバスの導入を検討しました。その中で、七次台小学校についてはバス数が多くなるため、停車場及び乗降場所の確保が困難なことなどの理由により導入は難しく、他の方法としてスクールセーフティースタッフを定点配置することとし、白井第一小学校と白井第二小学校で令和4年4月から試行運行をはじめました。

試行運行は当初1年間の予定でしたが、十分な試行期間を取った上で検討を行うため1年間延長して令和5年度までとし、併せて、「白井市通学路交通安全プログラム」に基づき安全対策を推進する関係課等を構成員とした「白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会」を設置して、令和6年度以降のスクールバスの運行について検討を行ってきました。

「検討委員会」は全5回開催されておりますが、令和5年2月に白井第一小学校及び白井第二小学校の全207世帯を対象にアンケート調査を実施した結果、スクールバスの有効性・安全性、児童や保護者の安心感を確認し、令和5年7月に今後もスクールバスの運行が必要である旨、検討結果をまとめ、教育委員会に報告しています。

教育委員会はこの報告を受け、8月に、令和6年度から正式に白井第一小学校及び白井第二小学校にスクールバスを運行することが必要であると決定しました。

#### 【白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会】

##### <構成委員>

教育部長、教育部参事、市民活動支援課長、都市計画課長、道路課長、  
白井第一小学校長、白井第二小学校長（事務局：学校政策課）

##### <開催状況>

開催日時	開催名	検討事項
R4. 9. 30	令和4年度第1回白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会	検討方法等の検討
R4. 11. 8	令和4年度第2回白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会	アンケート調査内容の検討
R5. 1. 10	令和4年度第3回白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会	アンケート調査内容の決定
R5. 5. 29	令和5年度第1回白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会	アンケート調査結果の検討 今後のスクールバスの検討
R5. 7. 12	令和5年度第2回白井第一小学校及び白井第二小学校スクールバス検討委員会	今後のスクールバスの検討

## 2 目的

現状では安全対策が難しい通学路を有する白井第一小学校と白井第二小学校の児童のより一層の安全・安心を確保する。

## 3 対象校

白井第一小学校、白井第二小学校

## 4 事業期間

令和6年4月1日から正式運行を行います。

## 5 事業内容

バス事業者へスクールバスの運行业務委託（車両も含めた全業務）

## 6 使用車両（受託者が用意する。）

対象地区ごとに道路状況、乗車人数に適した受託者所有の車両を使用します。

学校名	対象地区	バスの種類	定員	台数
白井第一小学校	河原子、白井地区の一部	マイクロバス	29人以下	1台
	神々廻地区	マイクロバス	29人以下	1台
白井第二小学校	平塚地区	マイクロバス	29人以下	1台
	名内、今井地区	マイクロバス	29人以下	1台
	富塚地区	マイクロバス	29人以下	1台

## 7 運行ルート・時刻表

対象地区ごとに可能な限り保護者のニーズに合わせたルートを設定します。  
平常日課、特別日課等、各学校の状況に合わせた時刻表を設定します。

## 8 利用者負担について

市が児童の通学に要する安全対策のために実施する事業であり、安全対策上の措置であるため、利用者負担は求めないこととしました。

## 9 事業費（概算）

令和6年度から令和10年度 240,720千円

財源は、一部に国庫補助金（へき地児童生徒援助費等補助金）を509千円見込んでいますが、残額は一般財源で対応します。※普通交付税措置あり  
(令和5年第4回議会定例会に債務負担行為を設定するため補正予算を提案予定)